

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）	障 害 福 祉 課
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（2件）	”
・ 共同漁業及び区画漁業の免許	漁 業 振 興 課
・ 共同漁業、定置漁業及び区画漁業の免許（3件）	”
・ 保安林の指定の解除の予定（2件）	林 政 課
・ 道路の区域変更（3件）	道 路 維 持 課
・ 一般競争入札の参加者の資格等	物 品 管 理 室
◎ 公 告	
・ 地籍調査の成果の認証	土 地 対 策 室
・ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（2件）	経 営 支 援 課
・ 肥料登録有効期間の更新	農 業 イ ノ ベーション 推 進 室
・ 都市計画事業の事業計画の変更認可	都 市 政 策 課
・ 一般競争入札の実施	物 品 管 理 室
◎ 公安委員会告示	
・ 機械警備業務管理者講習の実施	生 活 環 境 課
・ 警備員等に対する検定の実施	”

## 告 示

### 長崎県告示第573号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和5年9月8日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
水の浦薬局	長崎市飽の浦町1-1	令和5年8月1日
こぐま薬局	諫早市西里町24-8	令和5年8月1日

### 長崎県告示第574号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定

による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）として次のとおり指定した。

令和5年9月8日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
双喜 訪問看護ステーション	長崎市伊勢町3-26コーポ301号	令和5年9月1日

#### 長崎県告示第575号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和5年9月8日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
ヤマカワ薬局	諫早市山川町3-1	令和5年9月1日
溝上薬局 中安徳店	島原市中安徳町4366-1	令和5年9月1日
中町薬局	長崎市中町5-29	令和5年9月1日
長崎調剤薬局 富の原店	大村市富の原2-748-1	令和5年9月1日
あいず薬局	長崎市新大工町5-28	令和5年9月1日
むらおか薬局	東彼杵町波佐見町稗木場郷66-12	令和5年9月12日

#### 長崎県告示第576号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）として次のとおり指定を更新した。

令和5年9月8日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
訪問看護ステーション 虹	大村市東三城町12-1	令和5年9月1日

#### 長崎県告示第577号

令和5年9月1日付けをもって次のとおり長崎県南部海区における共同漁業及び区画漁業を免許したので公示する。

令和5年9月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- |                    |            |
|--------------------|------------|
| 1 海区漁場計画の公示の際の公示番号 | 長崎県告示第256号 |
| 2 免許番号             | 別表のとおり     |
| 3 漁業権者の住所及び氏名      | 別表のとおり     |

4 漁場の位置	別表のとおり
5 漁場の区域	別表のとおり
6 漁業の種類及び漁業時期	別表のとおり
7 存続期間	別表のとおり
8 個別漁業権又は団体漁業権の別	別表のとおり
9 条件	別表のとおり
10 その他	この告示の別表は、長崎県水産部漁業振興課、長崎県県北振興局商工水産部水産課、長崎県五島振興局農林水産部水産課、長崎県壱岐振興局農林水産部水産課、長崎県対馬振興局農林水産部水産課において縦覧に供する。

**長崎県告示第578号**

令和5年9月1日付けをもって次のとおり長崎県北部海区における共同漁業、定置漁業及び区画漁業を免許したので公示する。

令和5年9月8日

長崎県知事 大石 賢吾

1 海区漁場計画の公示の際の公示番号	長崎県告示第257号
2 免許番号	別表のとおり
3 漁業権者の住所及び氏名	別表のとおり
4 漁場の位置	別表のとおり
5 漁場の区域	別表のとおり
6 漁業の種類及び漁業時期	別表のとおり
7 存続期間	別表のとおり
8 個別漁業権又は団体漁業権の別	別表のとおり
9 条件	別表のとおり
10 その他	この告示の別表は、長崎県水産部漁業振興課、長崎県県北振興局商工水産部水産課、長崎県五島振興局農林水産部水産課、長崎県壱岐振興局農林水産部水産課、長崎県対馬振興局農林水産部水産課において縦覧に供する。

**長崎県告示第579号**

令和5年9月1日付けをもって次のとおり五島海区における共同漁業、定置漁業及び区画漁業を免許したので公示する。

令和5年9月8日

長崎県知事 大石 賢吾

1 海区漁場計画の公示の際の公示番号	長崎県告示第258号
2 免許番号	別表のとおり
3 漁業権者の住所及び氏名	別表のとおり
4 漁場の位置	別表のとおり
5 漁場の区域	別表のとおり
6 漁業の種類及び漁業時期	別表のとおり
7 存続期間	別表のとおり
8 個別漁業権又は団体漁業権の別	別表のとおり
9 条件	別表のとおり
10 その他	この告示の別表は、長崎県水産部漁業振興課、長崎県県北振興局商工水産部水産課、長崎県五島振興局農林水産部水産課、長崎県壱岐振興局農林水産部水産課、長崎県対馬振興局農林水産部水産課において縦覧に供する。

**長崎県告示第580号**

令和5年9月1日付けをもって次のとおり対馬海区における共同漁業、定置漁業及び区画漁業を免許したので公示する。

令和5年9月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- |    |                  |   |
|----|------------------|---|
| 1  | 海区漁場計画の公示の際の公示番号 | 長崎県告示第259号  |
| 2  | 免許番号             | 別表のとおり  |
| 3  | 漁業権者の住所及び氏名      | 別表のとおり  |
| 4  | 漁場の位置            | 別表のとおり  |
| 5  | 漁場の区域            | 別表のとおり  |
| 6  | 漁業の種類及び漁業時期      | 別表のとおり  |
| 7  | 存続期間             | 別表のとおり  |
| 8  | 個別漁業権又は団体漁業権の別   | 別表のとおり  |
| 9  | 条件               | 別表のとおり  |
| 10 | その他              | この告示の別表は、長崎県水産部漁業振興課、長崎県県北振興局商工水産部水産課、長崎県五島振興局農林水産部水産課、長崎県壱岐振興局農林水産部水産課、長崎県対馬振興局農林水産部水産課において縦覧に供する。 |

**長崎県告示第581号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除しようとする旨の通知を受けた。

令和5年9月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 解除予定保安林の所在場所  
東彼杵郡東彼杵町瀬戸郷字中野14の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び東彼杵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第582号**

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和5年9月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 解除予定保安林の所在場所  
東彼杵郡東彼杵町瀬戸郷字中野14の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び東彼杵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第583号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年9月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道  
 路線名 西彼太田和港線  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西海市西海町川内郷字濱1100番2地先から 西海市西海町川内郷字濱1110番1地先まで	前	8.9~13.1	26.4	
	後	10.1~16.8	26.4	

**長崎県告示第584号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年9月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道  
 路線名 西彼太田和港線  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西海市西海町川内郷字濱1110番1地先から 西海市西海町川内郷字濱1126番5地先まで	前	9.2~10.1	5.7	
	後	9.2~14.1	5.7	

**長崎県告示第585号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年9月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道  
 路線名 大瀬戸西彼線  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西海市大瀬戸町瀬戸下山郷282番2地先から 西海市大瀬戸町瀬戸下山郷282番48地先まで	前	23.5~43.9	82.5	
	後	31.5~53.6	82.5	

**長崎県告示第586号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和5年9月8日

長崎県知事 大石 賢吾

## 1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

- ① 5入札第71号 アクセスポイント（長崎・西海・五島地区） 1式
- ② 5入札第72号 アクセスポイント（県央・島原地区） 1式
- ③ 5入札第73号 アクセスポイント（県北・壱岐・対馬地区） 1式

## 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (4) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (5) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (6) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (7) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

## 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

## (1) 申請の時期

この告示の日から令和5年9月22日までとする。

## (2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

## (3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

## ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

## イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

## (4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先  
〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1  
〔名称〕長崎県出納局物品管理室  
〔電話〕095-895-2884  
〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知  
資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。
- 5 指名停止に関する報告  
競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。
- 6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。
- 7 資格の有効期間及び更新手続  
(1) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年9月30日までとする。  
(2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。
- 8 資格の取消し等  
(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。  
(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。  
(3) 資格取消等の通知  
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

## 公 告

### 地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町における地籍調査の成果を認証した。

令和5年9月8日

長崎県知事 大石 賢吾

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日

松浦市	H22年度から R 4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 松浦市 志佐高野第1等2単位区域	令和5年8月31日
松浦市	R 2年度から R 4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 松浦市 相坂第2	令和5年8月31日
松浦市	R 2年度から R 4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 松浦市 田原	令和5年8月31日
雲仙市	R元年度から R 4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 雲仙市 北本町第3	令和5年8月31日

### 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年9月8日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイレックス相浦店  
長崎県佐世保市愛宕町182番 外

#### 2 届出の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称及び住所  
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- (2) 大規模小売店舗の新設  
大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,628平方メートル

#### 3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者  
佐世保市長 宮島 大典
- (2) 意見書の内容
  - ①設置者、建物等の概要
    - ・事前予測結果と開店後の状況に大きな乖離が生じた場合には、再度調査・予測を実施したうえで、必要な追加的対応策を講じること。
  - ②騒音の発生に係る事項
    - ・届出書記載の騒音対策を確実に実施し、営業活動に起因した生活環境に係る苦情があった場合は、誠意を持って対応すること。
    - ・騒音予測地点cにおいて、夜間の規制基準値を上回ることが予測されるため、騒音対策を実施すること。
  - ③廃棄物に係る事項等
    - ・廃棄物の排出抑制及び減量化のため、資源回収業者に有価売却するなど、資源化に積極的に取り組むこと。
    - ・敷地内の廃棄物保管施設においては、「産業廃棄物」「一般廃棄物」の保管施設である旨の表示を、見えやすい位置に行うこと。
  - ④街並みづくり等への配慮等
    - ・営業活動に起因した生活環境に係る苦情があった場合は、誠意を持って対応すること。
    - ・大規模小売店舗による地域貢献を促す観点から、地域経済団体、地方自治体及び地域消費者や生活者との意見交換、地域イベント、タウンマネジメント活動等がある場合は、できる限りの積極的な参加をするよう努めること。
    - ・大規模小売店舗による地域貢献を促す観点から、地元商工会議所や商店会へ可能な限り加入するよう

努めること。

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

**大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年9月8日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーブデンキ佐世保店

長崎県佐世保市大塔町666番10 他5筆

2 届出の概要

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の住所の変更

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

佐世保市長 宮島 大典

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

**肥料登録の有効期間の更新（公告）**

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和5年9月8日

長崎県知事 大石 賢吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥第653号	副産動植物質肥料	セルー魚エキス 6:0:0	窒素全量 6.0%	熊本県熊本市中央区水前寺5丁目18番2号	株式会社ML・セルインパクト 代表取締役 江上 直美	平成23年8月23日	令和5年8月23日から 令和8年8月22日
長崎県肥第654号	副産動植物質肥料	セルー魚エキス SP6:0:0	窒素全量 6.0%	熊本県熊本市中央区水前寺5丁目18番2号	株式会社ML・セルインパクト 代表取締役 江上 直美	平成23年8月23日	令和5年8月23日から 令和8年8月22日

**都市計画事業の事業計画の変更認可（公告）**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による長崎都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示が令和5年9月6日付け九州地方整備局告示第127号をもってなされたので、同法第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年9月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
平成22年九州地方整備局告示第10号  
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）都市高速鉄道事業1号九州旅客鉄道株式会社長崎本線並びに道路事業3・5・160号長崎駅東通り線及び7・7・101号幸町線
- 2 施行者の名称  
長崎県
- 3 事務所の所在地  
主たる事務所 長崎県土木部都市政策課  
従たる事務所 長崎県長崎振興局
- 4 事業地  
収用の部分 平成22年九州地方整備局告示第10号及び平成28年九州地方整備局告示第12号のうち、宝町、幸町地内において事業地を変更する。  
使用の部分 なし

**一般競争入札の実施（公告）**

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年9月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 購入物品及び数量
    - ① 5入札第71号 アクセスポイント（長崎・西海・五島地区） 1式
    - ② 5入札第72号 アクセスポイント（県央・島原地区） 1式
    - ③ 5入札第73号 アクセスポイント（県北・壱岐・対馬地区） 1式
  - (2) 購入物品の特質等  
仕様書による。
  - (3) 納入期限  
令和6年3月29日
  - (4) 納入場所及び条件  
仕様書による。
  - (5) 入札の方法  
前記(1)の物品ごとにそれぞれを入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
  - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
  - (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修

繕及び借入れに係る資格を得ていること。

- (4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
  - (5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
- 2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
- 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- (名称) 長崎県出納局物品管理室  
(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
(電話) 095-895-2884  
(提出期限) 令和5年9月22日17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
- (住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
(名称) 長崎県出納局物品管理室  
(電話) 095-895-2881
- 5 契約条項を示す場所
- 4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法
- 長崎県出納局物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において、掲載する。
- 7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限
- 入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。
- (提出場所) 長崎県出納局物品管理室  
(提出期限) 令和5年10月17日 17時00分
- 8 同等品承認願の提出場所及び提出期限
- (提出場所) 長崎県出納局物品管理室  
(提出期限) 令和5年10月5日 17時00分
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 10 入札の場所及び期日等
- (場所) 長崎県庁行政棟1階入札室  
(期日) 令和5年10月18日10時00分 開始
- 開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
- (郵送による場合の入札書の受領期限等)  
(受領期限) 令和5年10月17日 17時00分(必着)  
(提出先) 長崎県出納局物品管理室  
(その他) 郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
免除する。
  - (2) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合  
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契

約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

#### 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

#### 13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県への届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (16) 代理人が入札したとき。
- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### 14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

#### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
  - ①Access points (Nagasaki, Saikai, Goto area), 1 sets
  - ②Access points (Kenou, Shimabara area), 1 sets
  - ③Access points (Kenhoku, Iki, Tsushima area), 1 sets
- (2) Delivery period:

March 29, 2024
- (3) Delivery place:
  - ①Prefectural high schools and Prefectural special needs schools in Nagasaki, Saikai, Goto area
  - ②Prefectural high schools and Prefectural special needs schools in Kenou, Shimabara area
  - ③Prefectural high schools and Prefectural special needs schools in Kenhoku, Iki, Tsushima area
- (4) Time-limit for tender by registered mail:

5:00 p.m. October 17, 2023
- (5) Date and time for the opening of tenders:

10:00 a.m. October 18, 2023
- (6) Point of Contact:

Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.  
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan  
TEL. 095-895-2881

---

**公安委員会告示**

---

**長崎県公安委員会告示第39号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号の規定に基づき、機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第13条において準用する講習規則第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年9月8日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

- 1 実施期日  
令和5年10月30日（月）から同年11月1日（水）までの3日間
- 2 実施場所  
長崎市桜町9番6号  
長崎県勤労福祉会館
- 3 受講定員  
20人
- 4 受講申込手続
  - (1) 申込期間  
令和5年9月25日（月）から同年10月4日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（午後0時から午後1時までを除く。）の間。ただし、受講定員に達した時点で申込みの受付を締め切る。
  - (2) 申込場所  
次に掲げる場所に、受講者本人が申し込むこと。郵送による申込みは、受け付けない。  
なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること。  
ア 長崎県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する警察署  
イ 長崎県内の営業所に属する警備員は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署  
ウ ア及びイ以外の者は、長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係
  - (3) 提出書類  
受講申込書（申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル

ル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの) 1通

5 講習手数料及び納付方法

(1) 講習手数料

39,000円

(2) 納付方法

受講申込時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、受講申込の受付後は、納入された講習手数料は返還しない。

6 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人長崎県警備業協会

長崎市万屋町2-21-211

7 その他

(1) 講習関係

ア 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時45分までとする。

イ 講習最終日に修了検査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。

ウ 合格発表は、修了検査終了後、即日本人に対して行う。

(2) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

**長崎県公安委員会告示第40号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年9月8日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

1 検定を行う警備業務の種別ごとの試験の別、日時及び場所

(1) 貴重品運搬警備業務1級

試験の別	日 時	場 所
学科試験	令和5年12月12日（火）午前10時から午後0時まで	長崎県長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部
実技試験	令和5年12月21日（木）午前9時から午後0時まで	福岡県北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 施設警備業務1級

試験の別	日 時	場 所
学科試験	令和5年12月12日（火）午前10時から午後0時まで	長崎県長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部
実技試験	令和5年12月22日（金）午前9時から午後0時まで	福岡県北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

2 検定予定人員

各種別とも15人

3 受検資格

(1) 貴重品運搬警備業務1級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 貴重品運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交

付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 長崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 施設警備業務1級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 長崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

4 検定試験内容

(1) 貴重品運搬警備業務1級

ア 学科試験

㊦ 警備業務に関する基本的な事項

㊧ 法令に関すること。

㊨ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

㊩ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

㊪ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

㊦ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

㊧ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

㊨ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務1級

ア 学科試験

㊦ 警備業務に関する基本的な事項

㊧ 法令に関すること。

㊨ 警備業務対象施設における保安に関すること。

㊩ 施設警備業務の管理に関すること。

㊪ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

㊦ 警備業務対象施設における保安に関すること。

㊧ 施設警備業務の管理に関すること。

㊨ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定の方法

学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

6 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申 請 期 間	申 請 時 間	申 請 先
令和5年9月14日（木）から同月26日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。	午前9時から午後4時まで。ただし、午後0時から午後1時までを除く。	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

㊦ 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

(イ) 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

- a 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通
- b 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

オ 貴重品運搬警備業務1級の受検者については、ア～エのほか次に掲げるいずれかの書面 1通

(ア) 3(1)アの受検資格に該当する場合は、貴重品運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3(1)アに該当する者であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書など）

(イ) 3(1)イの受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により長崎県公安委員会が交付した書面

カ 施設警備業務1級の受検者については、ア～エのほか次に掲げるいずれかの書面 1通

(ア) 3(2)アの受検資格に該当する場合は、施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3(2)アに該当する者であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書など）

(イ) 3(2)イの受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により長崎県公安委員会が交付した書面

7 検定手数料

各種別とも16,000円

検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

8 合格発表

各検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。

9 その他

(1) 検定の共同実施

この検定は、長崎県公安委員会及び福岡県公安委員会が共同で実施する。

(2) 持参する物

検定当日は、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参（各受検者への貸与ロッカー有り。）すること。

(3) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八二四)  
(八九五)  
二二  
一一  
四一

印刷所  
印刷人

長崎県  
長崎市  
樺島町  
八番十二号

株式会社  
寺クイック  
田クプリン  
宏ト  
弥ト